

特定健康診査・特定保健指導のお知らせ

特定健診は、生活習慣病の予防を目的として、メタボリックシンドロームに着目した健康診査です。昨年度から国民健康保険、健康保険組合などに対して、40歳以上の加入者を対象に健診が義務付けられました。年に1回は必ず健診を受け、健康状態をチェックしましょう。

また、特定健診を受診した結果、一定の基準に該当した方（生活習慣の改善が必要な方）については、特定保健指導を実施します。

加入する保険により、受診できる内容が違いますので、下記の表を確認のうえ受診してください。

特定健康診査		
保険種別	・五霞町国民健康保険 ・茨城県後期高齢者医療保険	・被用者保険の被扶養者 (町国保以外の保険に加入の扶養家族)
対象年齢	40歳以上	40歳～74歳
自己負担額	・40歳～74歳：1,700円 ・75歳以上：700円	被保険者（配偶者等）が勤務する事業所に確認をお願いします。
健診項目	基本項目 ・問診、身体測定（身長・体重・腹囲・BMI）、血圧、脂質検査（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）、肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）、血糖検査、尿検査 詳細項目 ・貧血検査、心電図検査、眼底検査 追加項目 ・尿酸、クレアチニン	*上記健診内容は、国民健康保険加入の方の集団健診での例となります。 *後期高齢者医療保険の方は、腹囲測定は行いません。 *被用者保険の被扶養者の方は、契約内容により詳細項目・追加項目が受診できない場合があります。
持参するもの	・健康保険証 (国保・後期高齢) ・特定健診受診券 (町から送付のもの) ・自己負担金等	・健康保険証 ・特定健診受診券 (事業所に確認をお願いします。) ・自己負担金等

* 国民健康保険・後期高齢者医療保険の方

- ・集団健診…保健センターで実施する各種がん検診等と合わせて受診できます。（がん検診の通知で日程の確認をしてください。）
- ・個別健診…個別健診のできる医療機関は、町民税務課までお問い合わせください。（後期高齢者医療保険に加入の方は、集団健診のみになります。）

* 五霞町国民健康保険に加入している方で、特定保健指導の対象となった方には、健診結果の送付時に、特定保健指導のお知らせを同封します。

* 被用者保険の被扶養者

- ・被用者保険の被扶養者の方は、受診できる医療機関や自己負担金等について、勤務する事業所で事前に確認をお願いします。

（被用者保険とは、協会けんぽ・健康保険組合・共済組合等です。）

* 妊産婦・海外在住・長期入院等の方は、特定健診の対象外となります。

* 町補助で本年度人間ドック等を受診の方は特定健診を受診できません。

○お問い合わせ 町民税務課 町民 G ☎ (84) 1965